

## 群馬県立ぐんま天文台における公的研究費の使用に関する不正防止計画

平成28年2月1日策定

群馬県立ぐんま天文台（以下「天文台」という。）における研究活動に費消する公的研究費の運営及び管理の適正化を図るため、群馬県立ぐんま天文台における公的研究費の適正な取扱いに関する規程第7条の規定に基づき、以下のとおり不正防止計画を策定し実施する。

### 1 関係者の意識向上に向けた取組

研究者及び事務職員に対して、公的研究費の運営、管理及び不正防止に係る規程等を周知するとともに、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るため、定期的に説明会や研修会等を開催する。

### 2 関係者のルールの遵守

公的研究費の運営及び管理に関わる全ての研究者等から、関係ルールを遵守する旨等の誓約書（様式1）を提出させる。

### 3 内部監査体制の強化

公的研究費の適正な管理を行うため、内部監査部門による監査におけるモニタリング及びコンプライアンス推進責任者による機関全体の視点からのモニタリングを実施することにより、監査体制の強化を図る。

### 4 計画的な予算執行

予算の執行が特定の時期に偏らないよう、計画的な執行を徹底する。  
また、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れていると判断される場合には、研究計画の遂行に問題がないか、研究者等へのヒアリング等を通して把握し必要に応じて対処する。

### 5 公的研究費の不正使用に関する通報を受け付ける体制整備

公的研究費の不正使用に関する通報については、群馬県立ぐんま天文台における公的研究費の適正な取扱いに関する規程第10条に基づく通報窓口が対応するものとし、適正に取り扱う。

### 6 不正防止計画の点検及び見直し

公的研究費の不正使用防止のため、不正を発生させる要因の把握とその分析・検証を進めるとともに、他の研究機関における取組等も参考にし、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」への適合性を守り、不正防止対策の有効性を継続的に改善する。